

2019年8月9日

ご契約者さま

エイ・ワン少額短期保険株式会社
代表取締役 片山 勉

保険期間修正に伴う解約返戻金差額のお支払いについて

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は家財保険商品・賃貸入居者あんしん総合保険のご更新時期を迎えられたお客さまへ、新商品である賃貸入居者総合保険ハッピーワンへの切り替えをお願いしておりました。当該商品切り替えにおいて、社内で調査をした結果、前契約と更新後契約の保険期間に16時間の重複が生じていることが判明しました。この度の運営不備につきまして、ご迷惑おかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

保険期間の重複を解消すべく、更新後の保険期間の始期および終期を翌日へ修正する対応をさせていただきましたが、この対応によりまして、既に保険契約をご解約された方のうち、一部のお客さまにおかれまして、解約返戻金に変動が生じており、その差額を追加でご返金いたしているところでございます。

本件につきまして、京都府上京区にて2019年2月～3月頃にご契約をいただきました方でお心当たりのあるお客さまにおかれましては、お手続きが済んでいない可能性がございますので、大変お手数をお掛け致しますが、下記連絡先までご連絡を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、弊社では同様の事態を発生させないよう、全社を挙げて再発防止に徹底して取り組んで参る所存ですので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

敬具

ご連絡先： 経営管理部 （担当：橋田）

フリーダイヤル：0120-33-1788

受付時間：10:00～17:00（土、日、祝日、年末年始を除く）